

令和 3 年 11 月 15 日

太宰府市教育委員会
教育長 樋 田 京 子 様
(教育部学校教育課)

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 3 年 9 月 16 日付 3 太教学第 1888 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 782 号で行った情報非公開決定処分を取り消し、該当文書のうち、別表の「公開を要しない部分」を除く部分を公開すべきである。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求書（令和 3 年 5 月 26 日付）による情報公開請求に対し、実施機関が行った情報非公開決定（令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 782 号）の処分（以下「本件処分」という。）を取り消し、該当する情報のうち、情報公開条例第 10 条第 2 号及び第 5 号に該当しない情報の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 情報公開請求

審査請求人は、令和 3 年 5 月 26 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条及び同施行規則（平成 9 年規則第 12 号）第 3 条に基づき、「太宰府市教育委員会が令和 2 年度に設置した第三者調査委員会から太宰府市教育委員会に提出された調査報告書などの書類」の公開請求をした。

イ 情報非公開決定

実施機関は、情報公開条例第 10 条第 2 号及び第 5 号に該当し、「調査報告書全体として、特定の個人が識別され又は識別され得る情報が記載された個人に関する情報であるため。調査結果を公表するか否かについては、被害・加害児童生徒及びそれらの保護者に対して、特段の配慮を要するものであり、文部科学省の「いじめの重大事態

の調査に関するガイドライン」における被害児童生徒・保護者の意向確認及び公表内容等について被害児童生徒・保護者と確認が取れていないため、当該情報は太宰府市情報公開条例第 10 条第 2 号ただし書のイの規定にも該当しない。また、現段階において、本調査案件に係る事項を公表することは、被害児童生徒・保護者との信頼関係が損なわれ、さらには加害児童生徒・保護者との信頼関係にも影響を与え、本調査案件の終息に著しい支障が生じるおそれがあるため。」との理由により情報非公開とする決定を行った。(令和 3 年 6 月 9 日付 3 太教学第 782 号)

ウ 審査請求

審査請求人は、同年 9 月 2 日に本件処分を不服とし、情報公開条例第 13 条の規定に基づき実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和 3 年 9 月 30 日付の反論書及び同年 10 月 20 日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 主張の要旨

ア 実施機関は、情報公開請求に対する該当文書について、太宰府市第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）から提出された「報告書 令和 3 年 2 月 27 日 太宰府市第三者調査委員会」（以下「報告書」という。）を特定したと主張する。しかし、審査請求人は、報告書は例示に過ぎず、実施機関に提出されたすべての書類を求めている。弁明書には報告書以外の書類についての記載は何もない。審査請求人作成資料「太宰府市第三者調査委員会実績」から、調査委員会は、委員会開催のほかに、聞き取り調査、被害者報告、被害者説明などを実施している。報告書 5 頁に「当該校及び太宰府市教育委員会関係者は、委員会の開催に当たっては同席させず、委員会の調査活動に関わる連絡調整、会場の確保、関係資料の準備等に対しての協力を求めるにとどめた」と記述されている。実施機関は、調査委員会の設置者として調査委員会に、調査委員会会議録、聞き取り調査結果、被害者報告の内容、被害者説明資料、被害者説明結果などの提出を求め調査委員会の動向を把握し調査委員会を管理するのは当然の責務である。それらの書類はすべてではないにしても、一部は存在すると考えるのが社会通念上一般的な考えである。調査委員会から報告書以外の書類の提出を受けていないことが真実としたら、実施機関は、調査委員会の設置者としての責務を放棄したことになり市民からの職務怠慢との批判は免れない。

イ 報告書の情報公開については、令和 3 年 8 月 6 日付 3 太情個審査第 26 号答申書（以下「答申書」という。）に基づき非公開情報を決定したとしている（弁明書 3 頁 32 行から 36 行、弁明書 4 頁 15 行から 18 行）。よって、答申書の内容を検討する。

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、「答申書 5（1）ウ②第三者調査委員会による事実認定に関する情報」で「その他の情報についても、具体的な個人の言動に関わる情報が含まれる可能性が高く、今回の調査の趣旨を踏まえるとそれらの情報は、個人情報の中でも機微に関わる情報であることも少なくない。それゆえ、調査委員会によって認定された事実も、情報公開条例第 10 条第 2 号により、公開を要しない情報と考えられる。」と判断を示している。しかしながら、審査会が非公開とするべきとする情報は、「具体的な個人の言動に関わる情報」であるのに、調査委員会の事実認定に

関する部分である報告書第5、第6及び第7については、「第7・1いじめに関する認識について～定義の理解～」が情報公開、「第7・6いじめ再発の認知とその後の対応について」が情報一部公開された以外はすべて非公開となっている。このため、「具体的な個人の言動に関わる情報」以外の情報の公開を求める。特に、目次第5の項目が黒塗りされているが、本文中で第5・4は「いじめの認定」と確認できる。目次で「いじめの認定」がなぜ黒塗りされているのか理解ができない。他の項目も公開を要しない情報か疑念が残る。また、目次第6の項目も黒塗りされているがこの項目も公開を要しない情報か疑念が残る。黒塗りされているので具体的な内容はわからないが「具体的な個人の言動に関わる情報」でなければ、情報の公開を求める。また、「第7・7保護者説明会の開催」であるが、「具体的な個人の言動に関わる情報」でない情報が多く含まれると考えられるので、「具体的な個人の言動に関わる情報」でない情報の公開を求める。

また、審査会は、「答申書5(1)ウ③調査委員会の見解」で、「こうした見解等が今の段階で公開されるということになれば、以降の分析・対応策の検討において、率直な意見交換を行うことは難しくなると考えられる。それゆえ、報告書に記載の事項のうち、現時点での調査委員会の意見に該当する部分は、「当該事業や将来的な事業の遂行に著しい支障をきたすおそれがあると思われる情報」として（情報公開条例第10条第5号）、公開を要しないと見える。」との判断を示している。しかしながら、「こうした見解等が今の段階で公開されるということになれば、以降の分析・対応策の検討において、率直な意見交換を行うことは難しくなる」という審査会の見解には疑義がある。以降の分析・対応策の検討の主語は、記載されていないが、実施機関と推測されるが、率直な意見交換が誰と誰の間の意見交換か不明であり、どのような理由から難しくなるのか不明である。この点については、審査会の考え方を御教示いただきたい。また、第8・4の項目が黒塗りされているが、「当該事業や将来的な事業の遂行に著しい支障をきたすおそれがあると思われる情報」でなければ、情報を公開されたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和3年9月16日付の弁明書及び同年10月20日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 経緯と趣旨

実施機関は、令和3年5月26日に審査請求人が行った本件の情報公開請求に係る情報について、調査委員会から提出された報告書を特定し、同年6月9日、情報非公開の決定を通知した。

一方、審査請求人は、令和3年3月30日、「令和3年3月30日開催の3月定例教育委員会会議報告第1号」の資料である本件文書と同一の情報である報告書の情報公開請求を行い、情報非公開の決定（令和3年4月8日付3太社教第5号）を受け、同年6月1日、その処分を不服とした審査請求を行っている。実施機関は本審査会に諮問したのち、同年8月6日付答申（3太情個審査第26号）を受け、答申書で審査会が公開すべきと判断した部分の処分を取り消し、令和3年8月20日付裁決書にて当該情報の一部を公開している。

このことから、本件においても、本件文書が答申を受けた報告書と同一文書である

ことから、別紙の「公開を要しない部分」を除く部分の処分を取り消し、その余の部分は非公開情報とする。

(2) 主張の要旨

ア 情報公開条例第10条第2号の該当性について

本件文書は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態が発生したことによる調査委員会による調査報告書である。

本件文書に記載されている内容は、児童生徒という未成年者に関する情報であり、かつ、小・中学校等を含む限られた地域の中での「いじめ」に関する情報である。その点において、調査報告書全体として、特定の個人が識別され又は識別され得る情報が記載された個人に関する情報と言える。

情報公開条例第10条第2号では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」としており、個人情報とは、氏名や住所などの第一義的情報だけでなく、ほかの情報と結び付けることで、間接的に特定の個人を識別し得る情報も含まれるとされている。児童生徒の氏名等の情報は個人情報であるほか、保護者を含む地域住民等の関係者が持つほかの情報と結び付けることで、特定の児童生徒を推測、識別され得る情報も非公開とすべき情報である。

また、情報公開条例第10条第2号に規定する個人に関する情報とは、思想、信条、職歴、学歴、成績、心身の状況、病歴、所得、財産の状況、親族関係その他一切の個人に関する情報をいうとされている。同号では個人のプライバシーに関する情報であると明らかに識別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると確認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は非公開を原則としている。

その点において、児童生徒にとって、不名誉な行為を表す部分や心身の状況等を表す部分は、人格形成途上にある児童生徒のプライバシー保護やその健全な育成を期するとの観点から、非公開とすべき情報である。

一方、情報公開条例第10条第2号は同号ただし書のアからエについては公開することができるとしている。同号ただし書ア、ウ及びエは該当しないことは明らかであるが、同号ただし書のイに規定する「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」の該当性については、調査結果の公表に関連する。

調査結果を公表するか否かについては、被害・加害児童生徒及びそれらの保護者に対して、特段の配慮を要するものであり、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」における被害児童生徒・保護者の意向確認及び公表内容等について被害児童生徒・保護者と確認が取れていないため、本件文書は情報公開条例第10条第2号ただし書のイの規定にも該当しない。

ただし、調査結果の公表に至った場合も、人格形成途上にある児童生徒のプライバシー保護やその健全な育成を期するとの観点から、最大限に保護されるべき情報であると考えられる。

以上のことから、令和3年6月9日付で非公開とする決定の本件処分を行ったところであるが、同年3月30日付の情報公開請求に係る審査会の答申書を受け、情報公開条例第10条第2号に該当する部分は、別紙の「情報公開条例中の該当条項」欄で、第

10条第2号に該当とされている「公開を要しない部分」とし、その部分を非公開情報とする。

イ 情報公開条例第10条第5号の該当性について

本件文書に係る調査を含め、本調査案件に係る調査は、いじめの全容解明、当該いじめの事案への対処及び事案の再発防止が目的であるが、常に被害児童生徒・保護者に寄り添い、丁寧に説明しながら信頼関係の構築に努めている。

調査に際しては、児童生徒に係るセンシティブな情報を取り扱うこととなり、被害児童生徒だけでなく、他の児童生徒に対しても、特段の配慮を要するものであり、さらには保護者に対しても、特段の配慮を要するものである。

また、結果の公表も事案の再発防止を最大の目的にしているが、公表の結果、被害児童生徒・保護者の心情を害することがないように、公表するか否かについて、慎重な意向確認を行いながら、公表内容等の確認を行っている状況であり、案件の終息に至っていないのが現状である。

本件文書を公表することは、本調査案件に係る事項を公表することとなり、被害児童生徒・保護者との信頼関係が損なわれ、さらには加害児童生徒・保護者との信頼関係にも影響を与え、本調査案件の終息に著しい支障が生じるおそれがある。その点においては、情報公開条例第10条第5号の「当該情報を本来保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの」に該当するため、非公開情報とした。

アの場合と同様に、同年3月30日付の情報公開請求に係る審査会の答申書を受け、情報公開条例第10条第5号に該当する部分は、別紙「情報公開条例中の該当条項」欄で、第10条第5号に該当とされている「公開を要しない部分」とし、その部分を非公開情報とする。

5 審査会の判断

本件において、公開請求の対象となっている文書は、「太宰府市教育委員会が令和2年度に設置した第三者調査委員会から太宰府市教育委員会に提出された調査報告書などの書類」について、「報告書 令和3年2月27日 太宰府市第三者調査委員会」と特定した。本件処分においては、非公開とされており、以下、非公開としたことの妥当性について検討する。

(1) 本件請求が対象とする処分及び公開請求に係る情報の内容について

ア 情報公開条例における関係規定

情報公開条例は、情報公開請求を受けた場合に、当該情報を公開することを原則としている一方で、情報公開条例第10条各号において例外的に公開しなくてよい情報を列挙している。そのうち、本件請求と密接に関係する非公開情報は、個人情報（情報公開条例第10条第2号柱書き）と、当該事業や将来的な事業の遂行に著しい支障をきたすとおそれがある情報（情報公開条例第10条第5号）である。また、形式上は個人情報に該当する情報であっても、なおも公開されるべき場合（情報公開条例第10条第2号ただし書）があり、また、事業の遂行に著しい支障をきたすおそれの有無についても、各事例における状況等を考慮しながら、具体的かつ慎重に検討する必要がある。

イ 本件資料に関するおおよその基準

① 調査委員会による事実認定に関する情報

報告書内に記載の、調査結果に関わる情報には個人に関する情報が含まれており、そのうち、調査委員会委員以外の他の者の氏名は、情報公開条例第10条第2号のアからエのいずれの要件にも該当しない情報であり、公表を要しないと考えられる。また、本件資料に記載のある学校名は、それ自体では特定の個人を識別できる情報ではないが、ほかの情報と結び付けることで、間接的に特定の個人を識別し得るという意味で、特定個人が「識別され得る」情報に該当するおそれがある。近隣住民や関係者であれば、そこに記載の学校名から特定の個人を識別できるか否かの判断は難しいものの、少なくとも、当該学校名が明らかにされれば、学校の関係者に様々な不信感や憶測等を生じさせるおそれは否定できない。さらに、その他の情報についても、具体的な個人の言動に関わる情報が含まれる可能性が高く、今回の調査の趣旨を踏まえるとそれらの情報は、個人情報の中でも機微に関わる情報であることも少なくない。それゆえ、調査委員会によって認定された事実も、情報公開条例第10条第2号により、公開を要しない情報と考えられる。

② 調査委員会の見解

本件資料には、上述のような、調査委員会が認定した事実をもとに、調査委員会の見解が示されている部分がある。実施機関の説明によれば、この報告書を受け取った後の扱いについては現在、検討中であるとのことであるため、そこに記載の情報・見解をもとに関係者への対応及び事態への対策を進めることとなる。こうした、検討過程の段階で出された見解等が公開されるということであれば、調査委員会外部からの様々な憶測を生じさせることになりかねず、以降の分析・対応策の検討において、率直な意見交換を行うことは難しくなると考えられる。それゆえ、報告書に記載の事項のうち、現時点での調査委員会の意見に該当する部分は、「当該事業や将来的な事業の遂行に著しい支障をきたすとおそれがあると思われる情報」として(情報公開条例第10条第5号)、公開を要しないといえる。

(2) 結論

以上のことから、情報非公開決定処分を取り消し、該当文書のうち、別表の「公開を要しない部分」を除く部分を公開すべきである。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請(諮問)について、次のように審査を行った。

令和3年10月6日 第1回審査会(審議)

令和3年10月20日 第2回審査会(口頭意見陳述、審議)

令和3年11月2日 第3回審査会(審議)

<別表>

公開を要しない部分	情報公開条例中の該当条項
1 頁「第 5 本件の事実経過及びいじめの認定」の次行から、「4 いじめの認定」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
1 頁「第 6 争いがある事実関係や確認がとれなかった事実関係」の次行から、「第 7 学校の対応の問題点」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
2 頁「3 いじめが継続した要因」の次行から、「5 終わりに」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
3 頁 第 2 段落	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
3 頁 下から 3 行目にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
4 頁 下から 3 行目にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
5 頁「(2) 委員会の調査方法」から 5 行目にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
5 頁「1 調査の進め方の基本方針」の 3 行目から、6 頁「2 調査の進め方と方法」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
6 頁「2 調査の進め方と方法」の次行にある個人の名及びその 2 行下にある個人の名	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）
7 頁 冒頭から、「④」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
7 頁「(1) 検討した資料」から 4 行目以降、14 頁「(2) 事情聴取」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
14 頁「(2) 事情聴取」の次行から、15 頁「(3) 委員会の日程」の前行まで	第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
17 頁「第 5 本件の事実経過及びいじめの認	第 10 条第 2 号柱書（個人情報）

定」の次行から、22頁「4 いじめの認定」の前行まで	
22頁「4 いじめの認定」の次行から、23頁「第6 争いがある事実関係や確認が取れなかった事実関係」の前行まで	第10条第2号柱書（個人情報）
23頁「第6 争いがある事実関係や確認が取れなかった事実関係」の次行から、26頁「第7 学校の対応の問題点」の前行まで	第10条第2号柱書（個人情報）
27頁「2 いじめの兆候の認知と対応について」の次行から、30頁「3 いじめ認知後の対応について」の前行まで	第10条第2号柱書（個人情報） 第10条第5号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
30頁「3 いじめ認知後の対応について」の次行から、32頁「4 いじめ解消の報告について」の前行まで	第10条第2号柱書（個人情報） 第10条第5号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
32頁「4 いじめ解消の報告について」の次行から、33頁「5 いじめの継続の見過ごしについて」の前行まで	第10条第2号柱書（個人情報） 第10条5号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
33頁「5 いじめの継続の見過ごしについて」の次行から、34頁「6 いじめ再発の認知とその後の対応について」の前行まで	第10条第2号柱書（個人情報） 第10条第5号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
34頁「6 いじめ再発の認知とその後の対応について」の下の、第1段落と第2段落	第10条第2号柱書（個人情報） 第10条第5号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
35頁 第2段落と第3段落	第10条第2号柱書（個人情報） 第10条第5号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）
35頁「7 保護者説明会の開催について」の次	第10条第2号柱書（個人情報）

<p>行から、39 頁「8 保護者説明会後の対応について」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>39 頁「8 保護者説明会後の対応について」の次行から、40 頁「第 8 結語」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>40 頁「1 いじめの認定と基本的問題」の次行から、「2 疎外をいじめと認識できなかった要因」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>40 頁「2 疎外をいじめと認識できなかった要因」の次行から、41 頁「3 いじめが継続した要因」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>41 頁「3 いじめが継続した要因」の次行から、43 頁「5 終わりに」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>
<p>43 頁「5 終わりに」の次行から、44 頁「令和 3 年 2 月 27 日」の前行まで</p>	<p>第 10 条第 2 号柱書（個人情報） 第 10 条第 5 号（当該又は将来の同種の事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を生じるおそれのあるもの）</p>